

社会福祉法人釧路創生会 白樺デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人釧路創生会が開設する白樺デイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定通所介護及び通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 釧路創生会白樺デイサービスセンター
- (2) 所在地 釧路市白樺台2丁目1番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の業務を兼務するものとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 4名以上（常勤専従、常勤兼務、非常勤専従）
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
- (4) 看護職員 2名以上（常勤兼務、非常勤兼務）
看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名以上（常勤兼務、非常勤兼務）
機能訓練職員は、要介護状態等の軽減、又は悪化防止のために機能訓練を行う。
- (6) 調理員
施設調理部職員が給食業務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(サービス提供時間 午前9時25分～午後4時30分まで)

(利用者の定員)

第6条 1日に通所介護及び通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供する定員は29名とする。

(通所介護及び通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第7条 通所介護及び通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

ア 排泄の介助、見守り支援

イ 移動の介助、見守り支援

ウ 食事の介助、見守り支援

エ その他必要な身体の介護、見守り支援

(2) 入浴の介護

① 一般浴槽による入浴介助、見守り支援

② 特殊浴槽による入浴介助

(3) 機能訓練

(4) 送迎

(5) 相談・助言

(通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成等)

第8条 通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画を作成する。

2 通所介護計画及び通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画を作成した際には、当該通所介護計画書及び介護予防・日常生活支援総合事業計画書を利用者に交付する。

4 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なケースの管理、評価を行う。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、鉏路市内及び鉏路町内で次に掲げる字名の地域とする。

地 域 名	字 名
釧 路 市	南大通・大町・入舟・港町・知人町・米町・弥生・浦見・宮本・富士見・柏木町・幣舞町・大川町・住吉・城山・材木町・千歳町・貝塚・弁天ヶ浜・千代ノ浦・鶴ヶ岱・緑ヶ岡・春採・興津・益浦・桜ヶ岡・武佐・桂恋・高山・紫雲台・白樺台・三津浦の全域
釧 路 町	又飯時の全域

(利用料等)

第10条 当センターが提供する通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を自己負担とする。但し、保険料の滞納等により保険給付額が減額されている場合は減額後の額とする。

(1) 食事代

食事1回分につき 505円

(2) 複写物の交付

本センター利用契約者は、当事者のサービス提供についての記録を閲覧できる。

複写物を必要とする場合は、実費（1枚につき10円）を負担する。

(3) 前各号に掲げるものの他、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活上認められる費用は実費とする。

2 前項の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 生活相談員等は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施中に、利用者の病状の急変等緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な処置を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、生活相談員等は利用者の避難等適切な安全確保の措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を行う。

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。

- ② 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- ④ ③に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(2) 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

第14条 業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、生活相談員等の資質向上を図るため研修計画を作成し研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ、利用者及びその家族から同意を得るものとする。
- 5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人釧路創生会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- 1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 3. この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。
- 4. この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 5. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 6. この規程は、平成 20 年 2 月 26 日から施行する。

7. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
9. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
10. この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。
11. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
12. この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
13. この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
14. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
15. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
16. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
17. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
18. この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
19. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
20. この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
21. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
22. この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
23. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
24. この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
25. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
26. この規程は、令和 01 年 10 月 1 日から施行する。
27. この規程は、令和 02 年 4 月 1 日から施行する。
28. この規程は、令和 03 年 7 月 1 日から施行する。
29. この規程は、令和 03 年 8 月 1 日から施行する。
30. この規程は、令和 06 年 4 月 1 日から施行する。